

令和6年度事業計画

1. 基本方針

2025年には超高齢社会が深刻となり医療、福祉、雇用等の社会構造や体制が大きな分岐点を迎え、さまざまな分野に影響を与えることが予想されます。

また、地域では複雑多様化する福祉課題が混在し、既存の福祉活動では解決が難しくなっています。

さらに人材不足による福祉サービスの継続や質の低下等は喫緊の課題であり、現在は介護施設等の入所が困難な高齢者・障がい者が増加の傾向にあります。

これらの課題の解決のために、現状の施策や活動の更なる充実を図ると共に、現在、国が推進しているICT・AI等の新しい技術を福祉の環境に活用するための研究を進めていきます。

それらの取り組みについては、門川町地域福祉総合計画〔第4次地域福祉計画・第6次地域福祉活動計画〕を行政と一体で策定し推進していきたいと考えています。

「やすらぎと生きがいのある みんなで創る共生社会のまちづくり」を目指し、町民、行政、行政区や自治公民館、福祉施設・団体など関係機関が連携を図り、地域共生社会（※）を実現することを目標としながら本計画を作成します。

（※）地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

2. 重点目標

■地域福祉事業の推進

■在宅福祉事業の推進

■地域包括支援センター事業の推進

■法人経営体制の充実

3. 事業の展開

1) 地域福祉事業の推進

[重点項目]

- 門川町地域福祉総合計画〔第4次地域福祉計画・第6次地域福祉活動計画〕の見直しを行い、新たな地域課題解決の方針を定めます。
- 地区福祉推進委員会活動の活性化のためアンケート及び意見交換会を実施し、地域住民が課題を整理し、解決に向けて関係機関と連携できるよう活動を支援します。

(1) 門川町地域福祉総合計画の策定に伴う行政との連携

- ・門川町地域福祉総合計画策定委員会の開催（町・社協共催）
- ・門川町地域福祉活動計画策定に伴う職員会議の開催

(2) 重層的支援体制整備事業の推進

- ・研修への参加及び関係機関との連携

(3) 地域での見守り交流活動支援

①地区福祉推進委員会活動の推進

各地区の地区福祉推進委員会活動が充実するよう各種支援活動を行います。

- ア 地区福祉推進委員研修の実施
- イ 地区福祉推進委員座談会の実施
- ウ 地区福祉推進委員長会の開催（年2回）
- エ 小地域見守り活動の充実（安心カード登録者台帳更新）
- オ 活動費の助成（推進委員会活動助成、自主活動助成、年末年始事業助成）
- カ 門川町保健福祉大会の開催（門川町・社協・共同募金委員会三者共催）
- キ 福祉バス運行事業【町補助事業】

地区福祉推進委員会の活動支援として福祉バスの運行を行います。

②生活支援体制整備事業の受託【町受託事業】

- ア 生活支援コーディネーターの配置（3名）
- イ サービス開発に関する会議の実施・事業の企画（訪問型サービスB）【新規】
- ウ 地区サロン等における買い物支援活動の推進（店舗等との連携）
- エ 生活支援ボランティア養成研修会（家事援助、通院介助）の開催
- オ 地域包括ケア会議への出席
- カ ICT・AIを活用した福祉団体との連携による活動の研究と推進【新規】

③ICT・AIを活用した地域福祉活動の推進

- ア ICT・AIを地域福祉活動に活用するための環境の整備
- イ ICT・AIを活用した事業の推進
- ウ 福祉活動の情報提供（動画作成等）の実施
- エ 高齢者向けスマートフォン講座の開催【新規】

④福祉情報の提供とイベントの実施

住民への広報活動やイベントを通し、福祉意識の高揚を図ります。

ア 第29回福祉ふれあい祭りの開催

イ 門川町保健福祉大会の開催【再掲】

ウ 情報提供の充実

- ・社協だよりの発行（毎月発行）
- ・町内掲示板、班回覧の活用
- ・ホームページによる情報提供

(4) 総合相談事業の推進（ワンストップ相談窓口の設置）【町受託事業】

住民の福祉や生活全般の課題は多種多様化しており、様々な相談に対してワンストップ窓口になれるよう相談事業の充実を図ります。

- ・常設相談と無料弁護士相談の開設

(5) 障がい者相談支援事業の推進【町受託事業】

障がい児者の総合相談を開設し支援を行います。

- ・相談職員配置（1名）
- ・障がい児者関係機関との連携（日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会等）
- ・指定相談支援事業の実施
- ・「障がいの理解、啓発に関する研修会」の開催

(6) 地域活動支援センター事業の実施【町受託事業】

障がい者の方々が利用できる日中活動の場を提供し社会参加等を推進します。

- ・地域活動支援センター開設（月曜日～金曜日 祝祭日を除く）
- ・地域活動支援センター定例会議の実施
- ・サテライト型地域活動支援センターの実施（「SA・Te 黒潮」での開催 週1回）

(7) 生きがいづくり・介護予防事業の実施

高齢者等に対し健康・介護予防活動の推進を図ります。

①福祉バスの運行事業【再掲】

②高齢者スポーツ活動助成

(8) 住民主体のボランティア活動の推進

①ボランティアセンター事業の推進

ア ボランティア活動に関する協議への参加

イ 学生ボランティアの活動推進（門川中学校、門川高校）

ウ ボランティア需給・調整・相談業務の充実

エ ボランティア活動に関する情報提供の充実（社協だより）

オ 行事等における託児ボランティア事業の推進

②福祉教育の推進

ア 社会福祉普及推進校の指定（町内小・中・高 全校）

イ ふくし体験サポーター育成研修会の開催（車いす、高齢者疑似体験指導）

ウ 夏休みボランティア体験事業の実施（児童対象）

- エ 町内小中高等学校への活動費助成
- オ 拡大学校運営協議会、学校運営協議会への参加
- カ 学校行事等への参加
- キ 福祉団体等と連携した福祉活動の実施【再掲】

③子ども見守りネットワーク事業の推進

児童・生徒への安心・安全な地域づくりを目指します。

- ア 子ども見守り推進会議の開催（年1回）
- イ 子ども見守り活動の広報の充実
- ウ 登下校時の見守り活動の強化
- エ 青色回転灯装備車の巡回運行（新学期開始時、下校後等）

④災害ボランティアに関する事業の推進

- ア 災害ボランティアに関する研修会の実施（年1回）
- イ 災害ボランティア推進協議会の開催（年1回）
- ウ 避難行動要支援者等に関する情報共有
行政及び民生委員等と連携し、個々の避難方法の把握、災害発生時の支援等に関する情報を共有します。
- エ 災害ボランティアの啓発・広報
- オ 防災士との連携

⑤住民参加型在宅福祉サービスの推進

住民相互の支えあい・たすけあい活動を支援します。

- ア 住民参加型在宅福祉サービス「たんぼぼ会」活動支援
（家事援助、身体介助、子育て支援）
- イ 生活支援ボランティア養成研修会（家事援助、通院介助）の開催【再掲】

(9) 関係機関・団体とのネットワーク形成

①福祉団体の育成支援事業の推進

福祉団体等の自主活動の育成・支援を行います。

- ア 事務局業務
民生委員児童委員協議会、高齢者クラブ連合会、
ボランティア連絡協議会、宮崎県共同募金会門川町共同募金委員会
- イ 活動費の助成（福祉団体・ボランティア等活動助成）

②関係機関との連携及び会議の開催

- ア 福祉施設連絡会（研修会 年1回）
- イ 子ども見守りネットワーク推進会議【再掲】
- ウ 災害ボランティア推進協議会【再掲】
- エ 他市町村生活支援コーディネーターとの連携（研修会等参加）
- オ 日向・東臼杵ブロック社協連協事業への参加
- カ 保健・医療・福祉関係機関等のネットワーク化に向けての検討【新規】
- キ 日向・東臼杵郡障害者自立支援協議会への参加

(10) 低所得者支援及び日常生活支援

①生活困窮者自立相談支援事業【町受託事業】

- ア 一次相談窓口業務に関すること
- イ 生活困窮者関係機関との連携

②生活困窮者に関する支援事業

- ア フードバンク事業
- イ 要支援者宅清掃事業
- ウ 法外援護事業
- エ 子ども食堂等との連携

③門川町成年後見事業【町受託事業】

- 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方等の判断能力が低下した方に対し、成年後見人、保佐人または補助人となり、その方の財産管理や身上監護を行います。
- ア 成年後見センターかどがわの運営
 - イ 成年後見センターかどがわ運営委員会の開催
 - ウ 人材育成（法人後見支援員の育成、専門員研修の参加）

④資金貸付事業

- ア たすけあい金庫貸付事業
- イ 生活福祉資金貸付業務【県社協受託事業】
- ウ 新型コロナウイルス感染症に伴う生活福祉資金特例貸付の償還指導と生活相談

⑤日常生活自立支援事業の実施【県社協受託事業・町補助事業】

- 認知症・知的障がい者・精神障がい者などの判断能力が不十分な方の金銭管理等を支援いたします。（専門員の配置、生活支援員による生活支援）

⑥福祉用具貸出事業

(11) 子育て支援事業の実施

子育て家庭に対して育児及び保護者の支援を図ります。

①放課後児童対策事業（児童クラブ 門川小・草川小）【町受託事業】

校区名	実施場所
門川小学校区	中央公民館
草川小学校区	門川町総合福祉センター

②職員の処遇改善

放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業に基づく処遇改善を行います。

(12) 住民主体の障がい者支援活動の実施

①コミュニケーション支援事業（手話通訳派遣）【町受託事業】

②専門ボランティアの育成支援（手話勉強会、点訳活動支援）

③点訳版 社協だよりの作成

2) 在宅福祉事業の推進

[重点項目]

- 介護保険制度及び障害者総合支援法の改正の内容を職員が共通理解し、利用者・家族へ適切に説明ができるよう取り組みます。
- 利用者の自立や必要な支援に視点を置いた計画書作成に努めます。
- チームケアを意識し、他職種との連携、報告 連絡 相談を徹底していきます。
- BCP（事業継続計画：自然災害、感染症）を作成し、平時から緊急事態が発生した際にも事業継続のための備えができるよう取り組みます。

(1) 居宅介護支援事業の推進

介護支援専門員は、介護保険法に位置付けられ保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした役割を担っています。本人及び家族の自助機能を高めつつ、近隣住民・福祉推進委員・民生委員児童委員などの地域の福祉力をコーディネートし、利用者の生活に支障のある課題について助言を行います。

①相談援助及びケアプランの作成

利用者が日常生活を営むのに必要な支援や助言を行い、利用者の尊厳（その人がその人らしく生きる権利）を守り、自宅での生活が継続できるよう取り組みます。

②特定事業所加算の指定を受け質の高い事業を推進します。（特定事業所加算Ⅱ）

家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障がい者、生活困窮者等の対象者の支援に関する知識を深め支援できる体制に取り組みます。

③ICT・AIを活用した研修等の実施

AIを活用したプラン作成の研究、動画配信サービスを活用した研修を実施します。

(2) 通所介護（デイサービス）事業の推進（事業実施日：月～金 但し、元日を除く）

自宅において自立した日常生活が送れ、社会的に孤立しないようサポートし、要介護者の心身機能の維持、家族の介護負担を軽減するなどを目的に実施します。

また、機能訓練を重視した内容とし、利用者の日常の生活に支障となっている動作を確認し、身体状況に合わせた機能訓練を実施するとともに、定期的な評価や訓練内容の検討も行い、心身機能の維持・向上に取り組んでいきます。

利用者、職員ともに感染症防止対策を徹底し、質の高い安全なサービスの提供に努めます。

①通所介護の実施（要介護者対象）

②第1号通所事業 通所型サービスの実施

（介護予防・日常生活支援総合事業対象者・要支援対象者）

③基準該当生活介護事業の実施（重度障がい者対象）

④ICT・AIを活用したサービスの提供

テレビ会議（Zoom等）の活用、記録方法の改善などに取り組みます。

（3）ホームヘルプサービス事業の推進（事業実施日：365日）

認知症や障がいを有していても、介護や支援を必要とする高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で生活ができるように、自立支援を基本とした入浴や排せつの介助、また調理や掃除の援助等を行い、これまでの日常の生活が続けられるようサービスを実施します。感染症の拡大防止対策を図り、滞りなくサービス提供が継続できるよう努めます。

また、ホームヘルパーの不足は喫緊の課題となっています。今後、人材確保に資する対応の検討を行政や町内事業所と取り組んでいきます。

①訪問介護の実施（要介護者対象）

②第1号訪問事業 訪問型サービスの実施

（介護予防・日常生活支援総合事業対象者・要支援対象者）

③障害者総合支援事業の実施

ア 居宅介護事業

イ 重度訪問介護事業

ウ 同行援護事業

エ 移動支援事業

④特定事業所加算の指定を受け質の高い事業を推進します（特定事業所加算Ⅱ）。

⑤ICT・AIを活用したサービスの提供

ICTを活用したシフト管理、テレビ会議（Zoom等）や動画配信サービスを活用した研修を実施します。

3) 地域包括支援センター事業の推進

[重点項目]

- 「認知症地域支援推進員」と「認知症初期集中支援チーム」を中核として、必要な医療・介護サービス等の支援を行います。
- 自宅での生活動作に焦点をあて、専門職が短期集中的に関わる通所型予防事業に取り組みます。
- 高齢者の生活を支えるために、地区福祉推進委員や民生委員児童委員など地域の関係者とのネットワークの強化に努めます。
- ICT・AIの活用を研究し、業務の改善と効率化の推進を図ります。

(1) 一般介護予防事業

可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように、継続して介護予防の体操等に取り組み、人とのつながりや楽しみ・生きがいなどの役割を持って生活できるよう社会参加を促し、地域づくりを推進していきます。

①いきいき介護予防教室

介護予防や生活に役立つ内容の教室を実施します。

○教室メニューの広報、企画調整と開催

(転倒防止、認知症、口腔ケア、脱水、救命救急、介護保険制度など)

○スクエアステップ(活動支援と普及啓発)

②介護予防チャレンジ教室

地区サロンや介護予防活動に関わりのない方を主な対象とし、介護予防への理解と生活改善に向けての支援を行います。

○継続的な介護予防教室の企画と開催(週1回×4週)

○介護予防活動の普及啓発および継続的な活動につながる支援

○地区住民への広報

③いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操、しゃきしゃき百歳体操

○体操の普及啓発、継続支援

○体力測定と評価

○新たな地区・グループの立ち上げ支援

○百歳体操サポーターの養成と活動支援

○サポーター研修会等の企画と開催

④ノルディックウォーク

○ノルディックウォークの普及啓発、継続支援

○効果測定と評価

○自主サークルの立ち上げ支援

○初心者向け体験教室および固定教室の開催と活動支援

○交流イベント等の企画と開催

⑤短期集中通所型予防サービス

理学療法士、栄養士、歯科衛生士の専門職が個別メニューを作成して利用者の機能低下（運動機能・栄養状態・口腔機能の低下）の状況に応じて、集中的にサービスを提供します。

○状態改善の達成を目指す期限（原則3ヶ月間、最大6ヶ月）

⑥パワーリハビリテーション

○フォローアップコース利用者への指導と助言、定期評価、継続支援
利用者：基礎コースおよび短期集中通所型予防サービス卒業者
（週1回(水)午前中利用、3～6ヶ月）

○午後の開放コース利用者への利用継続支援
（開放コース 基礎コース修了者の自主活動の場として施設を開放）
研修会の実施：運動効果とマシンの使用方法

⑦介護予防大交流会

○地域の介護予防自主運営参加者の情報交換
（百歳体操、ノルディックウォーク、スクエアステップ、パワーリハビリ）
表彰・交流・研修会等により、地域活動の継続と活性化を図る。

⑧介護予防サポーター育成講座

地域における次世代の介護予防活動のサポーターの育成を支援します。
○講座の企画・開催（年間5回講座）

⑨自炊力向上チャレンジ教室

低栄養のリスクの高い独居高齢者等を中心に、健康的な食生活が出来るようになることを支援します。

○高齢者の食に関する実態把握
○低栄養改善に向けた調理実習・献立立案の支援と助言
○各地区での低栄養改善研修の実施
○先進地での調査研究

⑩介護予防活動の支援と協力

○定期サロン、いきいきサロンの活動及びサポーターの活動支援
○メニューの提供等、活動の活性化支援
○サロン間の交流の支援、企画及び開催

(2) 包括的支援事業

高齢者等が抱えている問題やニーズの早期発見・早期対応に努め、情報提供や関係機関との連絡調整を行い制度の利用に繋げる等、ネットワーク構築とともに総合的な支援を行い、自立した生活が継続できるよう支援していきます。

①総合相談支援

ア 高齢者相談支援
イ 各地区の民生委員児童委員および福祉推進委員との連携

- ウ 高齢者支援に関する情報発信
- エ 介護支援専門員連絡会の開催
- オ 関係機関との連携

②権利擁護業務

- ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用支援
- イ 高齢者虐待への対応
- ウ 消費者被害の防止
- エ 高齢者支援の担い手育成及び活動支援

(3) 認知症施策支援事業

認知症の方等を早期発見と早期受診につなげられるよう相談支援に取り組みます。また、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を行い、地域での見守り体制の構築を目指します。

- ア 認知症初期集中支援事業
 - ・認知症初期集中支援チームとの連携
- イ 認知症地域支援推進員との連携と協働
- ウ 認知症に関する研修会の開催
- エ 認知症サポーター養成講座の開催
- オ 認知症高齢者ひとり歩き模擬訓練の開催
- カ 徘徊ネットワーク・SOSネットワークとの連携
- キ 地域住民および関係者との連携と協働
- ク 認知症高齢者の実態把握

(4) 介護予防支援事業（ケアマネジメント）

要支援状態になることをできる限り予防しながら、高齢者自身が地域の中で自立した日常生活が送れるよう支援していきます。

①介護予防ケアマネジメント業務

②介護予防支援業務

③ICTを活用したケアマネジメント業務の推進、会議や研修会への参加およびAIの導入に関する研究（Zoom、ケアライン等の活用）

(5) 法人経営体制の充実

[重点項目]

- 人材不足の中、積極的に人材の確保に努めます。
- 福利厚生の実施や処遇改善に取り組み、働きやすい職場作りに努めます。
- ICT・AIの活用及び研究を行い業務の効率化を図ります。

①理事会・評議員会等の充実、職員の資質向上

- 理事会（理事、監事）、評議員会にて、社協事業の理解を深めていき公明な法人運営に努めていきます。
- 会計事務所及び本会監事による監査を実施し、事業の適正な運営、経営に努めていきます。
- 職場内研修等を通じて職員の資質向上を図ります。また、働きがいのある職場を目指すことで、離職率を下げ専門職の確保に努めていきます。
- 経営会議、業務調整会議により、職員の経営・組織に対する意識を高め資質向上に努めていきます。

②ICT・AI推進の検討

- ICT・AIの活用及び研究
- 職員ワーキングチームによる検討
- 職員研修会の開催

③財政基盤の強化、経営の適正事務管理

- 財政基盤を強化するため、自主財源確保と経費削減を進めていきます。
 - ・社協会費、赤い羽根共同募金などの独自の自主財源確保の推進
 - ・国、県等の助成事業の活用
 - ・効率的な予算執行・事業の見直しによる歳出の削減
- 会計基準に基づいた経理規程により、適正な予算執行をおこないます。
- 会計事務所との委託契約により、税務・財務管理及び経営全般について適正な事務管理に努めます。
- 経営会議等において適正な経営管理をおこなっていきます。

④赤い羽根共同募金運動の展開

地域福祉活動推進の財源である「赤い羽根共同募金運動」を推進していきます。

- 宮崎県共同募金会門川町共同募金委員会事務局業務
 - ・共同募金委員会の開催
 - ・共同募金運動（10月から12月）
 - 戸別募金(各世帯)
 - 大口・法人募金(企業、事業所、個人)
 - 職域募金
 - 街頭募金(イベント、募金箱設置)
 - カプセル玩具販売機「ガチャガチャ」募金

学校募金(町内小中高校) 等
・「赤い羽根共同募金だより」の発行(3月)

⑤情報提供の推進

社協だより、ホームページ等において積極的に情報提供等を行い、社会福祉法人としての説明責任を果たしていきます。

⑥情報公開制度の推進

情報公開規程に基づき情報公開の推進を図っていきます。

- 「社協だより」の発行【再掲】
- ホームページによる情報提供の充実

⑦苦情解決への取り組み

福祉サービス利用者をはじめ地域住民からの苦情に対して、苦情解決責任者、第三者委員等において、適切な対応を図ることにより、福祉サービスの質の向上を図ります。

⑧施設管理

門川町総合福祉センターの指定管理者(R.6~R.11年度)として、「住民サービスの向上」「財政コストの削減」等適正・効率的な管理運営に努めていきます。

⑨労務管理

- 社会保険労務士との委託契約により適正な労務管理に努めます。
- 子育て中等の職員が働きやすい職場環境を整えていきます。
- 労働契約法に基づき、対象職員を無期契約雇用とし安心して働ける環境を作ります
- 全職員を対象にストレスチェックを実施し、高ストレスと判断された職員については希望により産業医の面接指導を実施します。また、健康診断等による職員の健康状態の管理を行います。
- 職員自己申告、個別面談を通じ現状を把握することで、業務改善につなげていきます。
- 新型コロナウイルスをはじめ感染症防止対策を強化します。
- 改正道路交通法施行規則(R.4.4.1)に基づく職員のアルコールチェック等労務管理の徹底に努めます。
- 職員の意見を反映しながら、福利厚生の実施を図ります。

⑩福祉人材の確保と育成

- 福祉に関心のある児童・生徒、及び福祉職を目指す実習生等を積極的に受け入れ、福祉人材を育成します。
- キャリアパスを導入し、福祉人材の確保に努めます。

⑪ハラスメント防止の取組

職員に対してハラスメント研修を行い理解と啓発に努めます。また、相談窓口を設置し、普段より相談しやすい環境をつくり出します。